

# 第11次 宮代町交通安全計画

(令和3年度～令和7年度)

宮代町



## は じ め に

宮代町では、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年以降、これまで10次にわたる宮代町交通安全計画を策定し、関係機関・団体等と連携を図りながら、各般にわたる交通安全対策を実施してきました。

その結果、平成11年から平成17年にかけて毎年200人を超えていた町内の交通事故死傷者数は着実に減少し、令和2年には77人と、初めて100人を下回りました。交通事故死者数においても令和2年は0人であったことから、第10次宮代町交通安全計画の「年間の交通事故死者数を0人、負傷者数を100人未満とする」という目標を達成するとともに、平成31年1月20日に発生した痛ましい交通死亡事故を最後に、交通死亡事故ゼロを継続しています。

今後も、交通政策の面からも安心安全のまちづくりを展開していけるよう、積極的な交通安全啓発活動に取り組む必要があります。

一方で、高齢者が関わる交通事故や自転車乗車中の交通事故は、町内の各所で発生している状況であり、さまざまな要因で町内の道路交通環境に変化が生じていることから、今後も一層の道路交通環境の整備や交通安全思想の普及に取り組むなど、本町の特性に応じた総合的な交通安全対策を講じなければなりません。

このような観点から、「人優先」の交通安全思想を基本とし、町内の交通事情等に対応した総合的かつ長期的な交通事故防止対策を推進するとともに、究極的には、交通事故のない社会を目指すため、「第11次宮代町交通安全計画」を策定しました。

本町では、この交通安全計画に基づき、人命の尊重と人に優しい安心で安全な交通社会を形成するために、町、関係機関、交通関係団体、そして町民一人ひとりと相互に緊密な連携を図り、交通の状況や地域の実態に即した交通安全対策を、総合的かつ効果的に推進します。

皆様におかれましても、それぞれの立場で交通安全の取り組みや安全行動を実践していただきますようお願い申し上げます。

宮 代 町 長      新 井 康 之

## 目次

## 第1部 総論

第1章 計画の目的	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の性格	1
第2章 交通事故等の現状	2
1 埼玉県現状	2
2 宮代町現状	2
第3章 交通安全対策の進め方	7
1 対策の重点	7
(1) 高齢者・子供の交通安全の確保	7
(2) 自転車・歩行者の交通安全の確保	7
(3) 交通事故が起こりにくい環境づくり	7
2 対策の方針	7
(1) 人と環境にやさしい道路交通環境の整備	7
(2) 交通安全思想の普及徹底	8
(3) 安全運転の確保	8
(4) 道路交通秩序の維持	8
(5) 救急・救助体制の充実	8
(6) 交通事故被害者支援の推進	8
(7) 調査研究の推進	8
(8) 踏切道の安全確保	8
3 計画の目標	9
第4章 計画の推進体制	10
1 行政機関の役割	10
(1) 町	10
(2) 埼玉県警察本部・杉戸警察署	10
(3) 埼玉県・杉戸県土整備事務所	10
2 交通関係団体・民間事業者の役割	10
3 町民の役割	10

## 第2部 各論

第1章 人と環境にやさしい道路交通環境の整備	14
1 交通安全施設等の整備	14
(1) 道路ネットワークの整備	14
① バイパス等の整備	14
② 道路の拡幅	14
(2) 交通安全施設等の整備事業の推進	14
① 交差点整備の推進	14

②	交通事故多発地点等の重点整備	14
③	通学路の整備	14
④	信号機・横断歩道の整備	15
⑤	効果的な道路標識等の整備	15
⑥	自転車通行環境の整備	15
⑦	道路反射鏡及び防犯灯の整備	15
(3)	杉戸県土整備事務所管内地区通学路安全検討委員会等の活用	15
2	効果的な交通規制の推進	15
3	人優先の安心・安全な歩行空間の整備	16
(1)	生活道路における交通安全対策の推進	16
(2)	交通環境のバリアフリー化の促進	16
4	交通安全施策に対する市民参加の推進	16
5	自動車交通公害の防止	16
6	駐車対策の推進	17
(1)	違法駐車防止の意識醸成・高揚	17
(2)	駐車場整備の促進	17
7	放置自転車対策の推進	17
(1)	自転車等駐輪場の管理	17
(2)	啓発活動の推進	17
(3)	自転車等対策施策に対する市民参加の推進	17
(4)	民間駐輪場整備の促進	17
8	その他の道路交通環境の整備	18
(1)	道路使用の適正化	18
(2)	子供の遊び場等の確保	18
(3)	無電柱化の推進	18
第2章	交通安全思想の普及徹底	19
1	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	19
(1)	幼児に対する交通安全教育	19
(2)	小・中学生に対する交通安全教育	19
(3)	高校生に対する交通安全教育	20
(4)	大学生に対する交通安全教育	20
(5)	成人に対する交通安全教育	20
(6)	高齢者に対する交通安全教育	21
(7)	高齢運転者に対する交通安全教育	21
(8)	障がい者に対する交通安全教育	21
(9)	外国人に対する交通安全教育	21
2	地域における交通安全教育の推進	22
3	交通安全に関する普及啓発活動の推進	22
(1)	交通安全運動の推進	22

(2)	自転車の安全利用の推進	22
(3)	シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底	22
(4)	飲酒運転の根絶	23
(5)	夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進	23
(6)	危険運転の防止等に関する普及啓発活動の推進	23
4	民間交通安全団体等の主体的活動の促進	23
第3章	安全運転の確保	24
1	運転者教育等の充実	24
2	高齢運転者対策の充実	24
(1)	高齢者に対する教育の充実	24
(2)	高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用	24
(3)	高齢者への自主的な運転免許の返納を促す活動	24
第4章	道路交通秩序の維持	25
1	交通指導取締りの強化の要請等	25
2	暴走族対策の強化	25
(1)	学校等における青少年の指導の充実	25
(2)	暴走行為をさせないための環境づくり	25
(3)	暴走族に対する指導取締りの強化の要請	25
第5章	救助・救急体制の充実	26
1	救助・救急体制の充実	26
2	応急手当の普及啓発活動の推進	26
第6章	交通事故被害者等支援の推進	27
1	自転車損害賠償保険の普及促進	27
2	被害者支援の充実強化	27
(1)	交通事故相談所及び町民相談・法律相談等の活用推進	27
(2)	交通事故被害者の援助	27
(3)	交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	27
第7章	道路交通事故発生箇所・危険箇所の調査研究の推進	29
1	重大事故発生現場における道路診断の実施	29
2	交通事故発生現場の把握	29
第8章	踏切道の安全確保	30
1	踏切道の立体交差化等の推進	30
2	踏切道の安全に関する知識の普及	30

## 第1部 総論

第1章 計画の目的

第2章 交通事故等の現状

第3章 交通安全対策の進め方

第4章 計画の推進体制

## 第1章 計画の目的

### 1 計画の趣旨

宮代町では、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年以来、10次にわたり「宮代町交通安全計画」を策定し、関係機関・団体等と連携を図りながら、さまざまな交通安全対策を強力に実施してきました。

町内の交通事故死者数は、平成に入ってから平成8年の5人をピークに減少し、ここ5年間は0～2人で推移しています。また、交通事故負傷者数は、平成12年の263人をピークに平成18年から毎年200人を下回り、令和2年には77人と約3分の1にまで減少するとともに、初めて100人を下回りました。

しかしながら、交通事故は依然として発生しており、今後もより一層の交通事故の抑止を図っていく必要があります。

交通事故の防止は、関係行政機関、関係民間団体、さらには町民の一人ひとりがルールを守り、全力をあげて取り組まなければならない緊急かつ重大な課題です。

このような観点から、町として、町民の生命と生活を守る立場から、引き続き、安全で快適な交通社会の形成に向けて、交通安全対策全般にわたり、総合的かつ長期的な視点にたって諸施策を推進していくものです。

### 2 計画の性格

- (1) 本計画は交通安全対策基本法第26条（市町村交通安全計画等）に基づき策定するもので、策定に当たっては、国の第11次交通安全基本計画及び県の第11次交通安全計画に基づくほか、関係機関等との意見調整を行って策定するものです。
- (2) 本計画は、令和3度から令和7年度までの町における交通安全に関する施策の大綱を定めるものであり、国・県・町・関係機関・団体が緊密な連携のもと、町民と一体となり諸施策を効果的かつ積極的に推進していくために策定するものです。



## 第2章 交通事故等の現状

### 1 埼玉県の現状

全国の交通事故死者数は減少傾向で推移しており、平成28年には年間の交通事故死者数が4,000人を下回りました。令和2年中の全国の交通事故死者数は2,839人で、4年連続で戦後最少を更新し、初めて3,000人を下回りました。

県内の交通事故死者数は、平成22年に年間200人を下回って以降、横ばいで推移していましたが、平成28年には151人、令和元年には129人と減少し、令和2年中の死者数は121人で、昭和29年以降最少を記録しました。

人身事故件数、負傷者数は平成17年をピークに減少傾向で推移しており、令和2年中の人身事故件数、負傷者数はともに10年連続で減少し、昭和42年以降最少となりました。

埼玉県での死亡事故の特徴として、「高齢者の事故」、「自転車・歩行者の事故」、「交差点の事故」が多いことが挙げられます。

令和2年中の交通事故に占める高齢者の割合は50.4%となり、また、高齢死者の78.7%に当たる47人が歩行中、自転車乗用中に亡くなっています。

### 2 宮代町の現状

宮代町は、関東平野の中央部にあり、埼玉県東部に位置し、東西2km、南北8kmの細長い町であり、面積は15.95km<sup>2</sup>です。令和3年4月1日現在の人口は、33,792人であり、10年前の平成23年の33,252人と比較すると540人増加しています。

東武鉄道が町を縦断しており、町内に姫宮駅、東武動物公園駅及び和戸駅の3駅を有しています。町内を東西2つに分けるように線路が走っていることから、道佛地区にみやしろ地下道が開通したものの、線路を立体交差する道路がない姫宮地区や和戸地区では、時間帯によっては踏切の遮断による渋滞が発生している状況です。

道路は、南北に県道春日部久喜線が縦断し、東西には県道さいたま幸手線及び県道蓮田杉戸線が横断しており、県道を軸にして複数の町道が走っています。町道は、昔ながらの細い道や曲がりくねった道が多いのが特徴です。

#### (1) 宮代町内の交通事故の推移

町内の交通事故死者数は、平成に入ってから平成8年の5人をピークに減少し、ここ5年間は0～2人で推移しています。

交通事故負傷者数は、平成12年の263人をピークに平成18年から毎年200人を下回り、令和2年には77人と約3分の1にまで減少するとともに、初めて100人を下回りました。

しかし、町内の人身事故と、死傷者を伴わない物件事故とを合わせた、令和2年の交通事故総件数は466件となりました。その内訳は、人身事故件数が63件、物件事数件数が403件となり、物件事数件数は平成18年以降の15年間で、年平均約425件発生しており、交通事故

総件数の約8割を占めています。物件事故は、一歩間違えば重大な人身事故に成りかねない交通事故であることから、今後も積極的な交通安全対策への取り組みが必要であると考えられます。

図-1 宮代町の交通事故死者数、物件事故件数、人身事故件数、負傷者数の推移

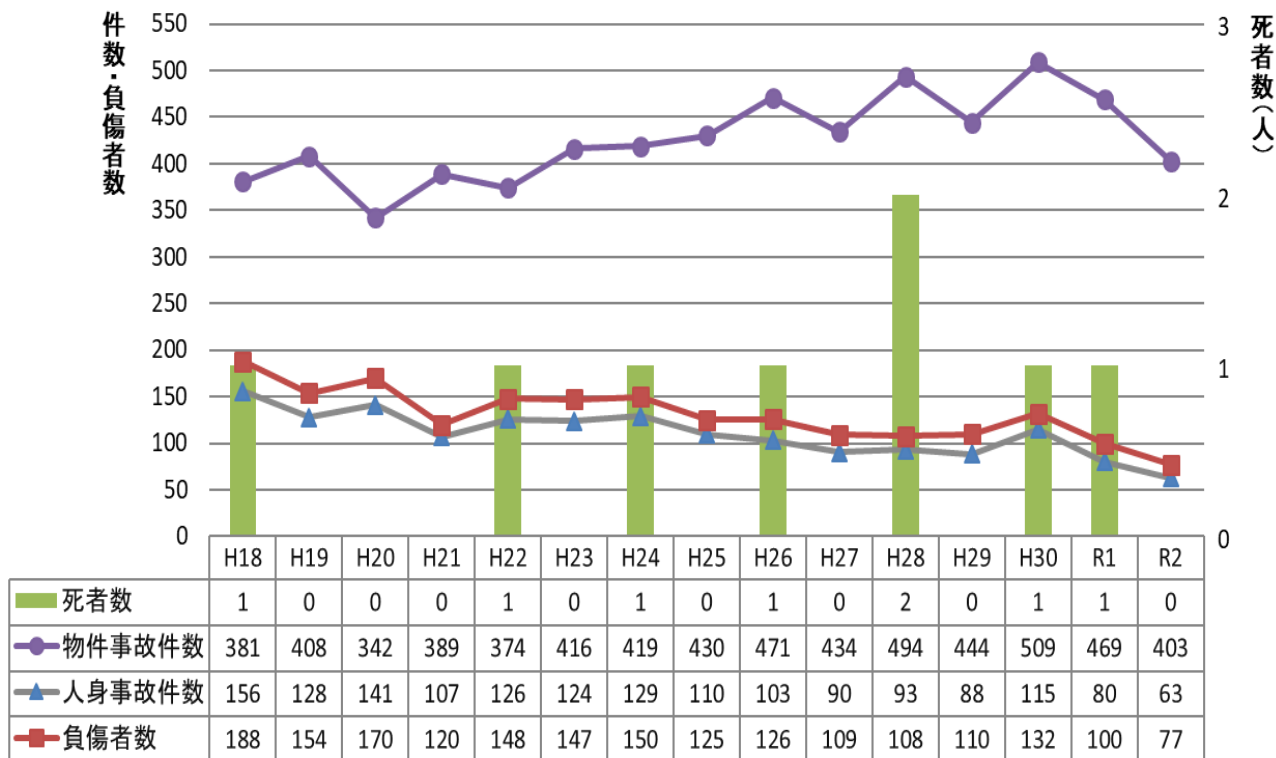
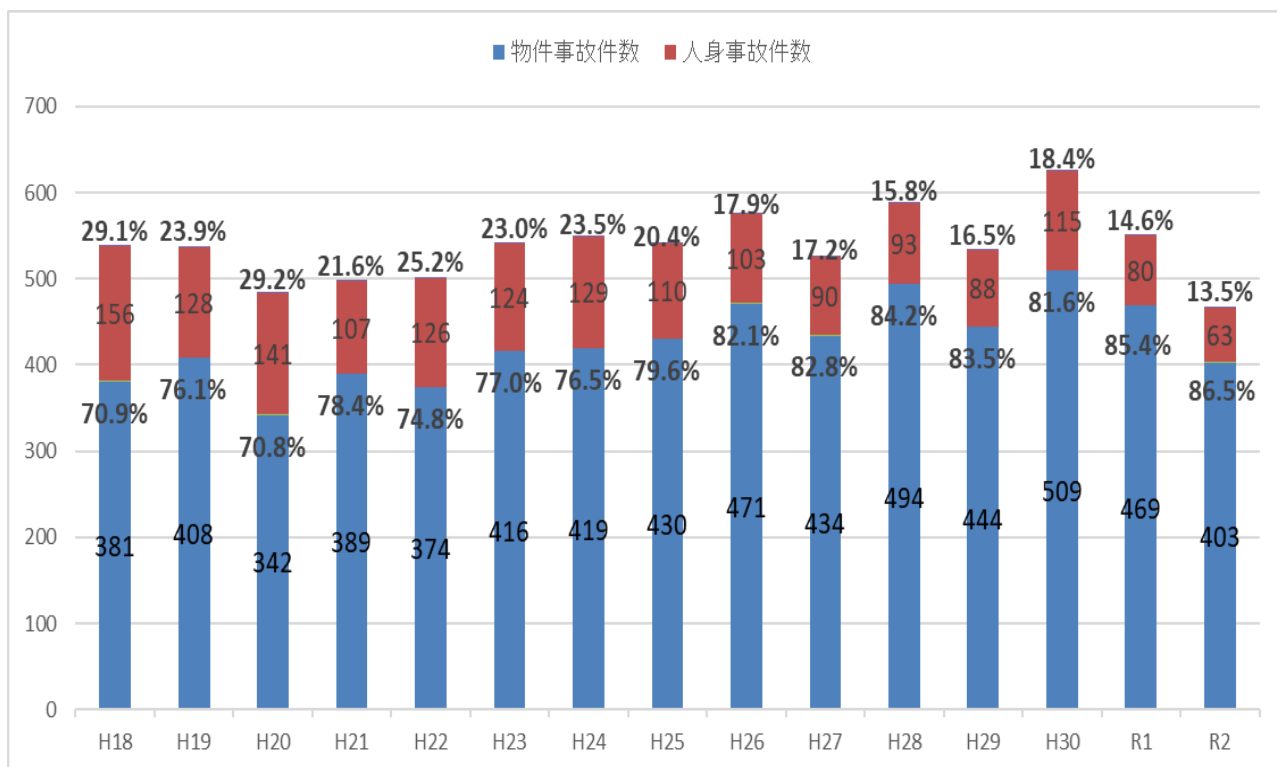


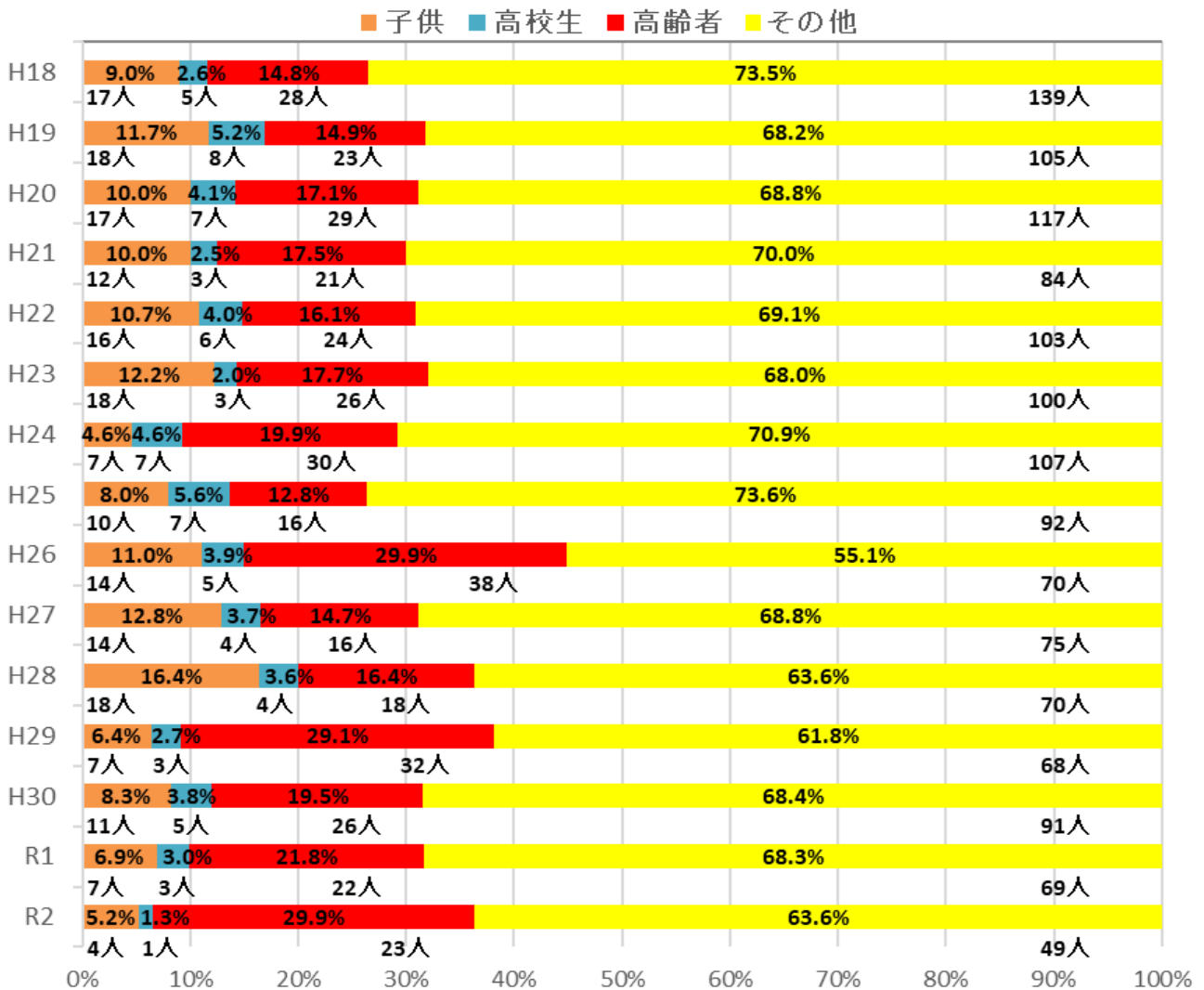
図-2 宮代町の人身事故件数と物件事故件数・構成率の推移



(2) 交通事故死傷者数の約3割が高齢者

交通事故死傷者数を年齢階層別に見ると、高齢者（65歳以上）が増加傾向にあり、令和2年は高齢者が交通事故死傷者数全体の約3割を占めています。今後の更なる高齢化を見越した交通安全対策を推進する必要があります。

図-3 宮代町の年齢階層別交通事故死傷者数・構成率の推移

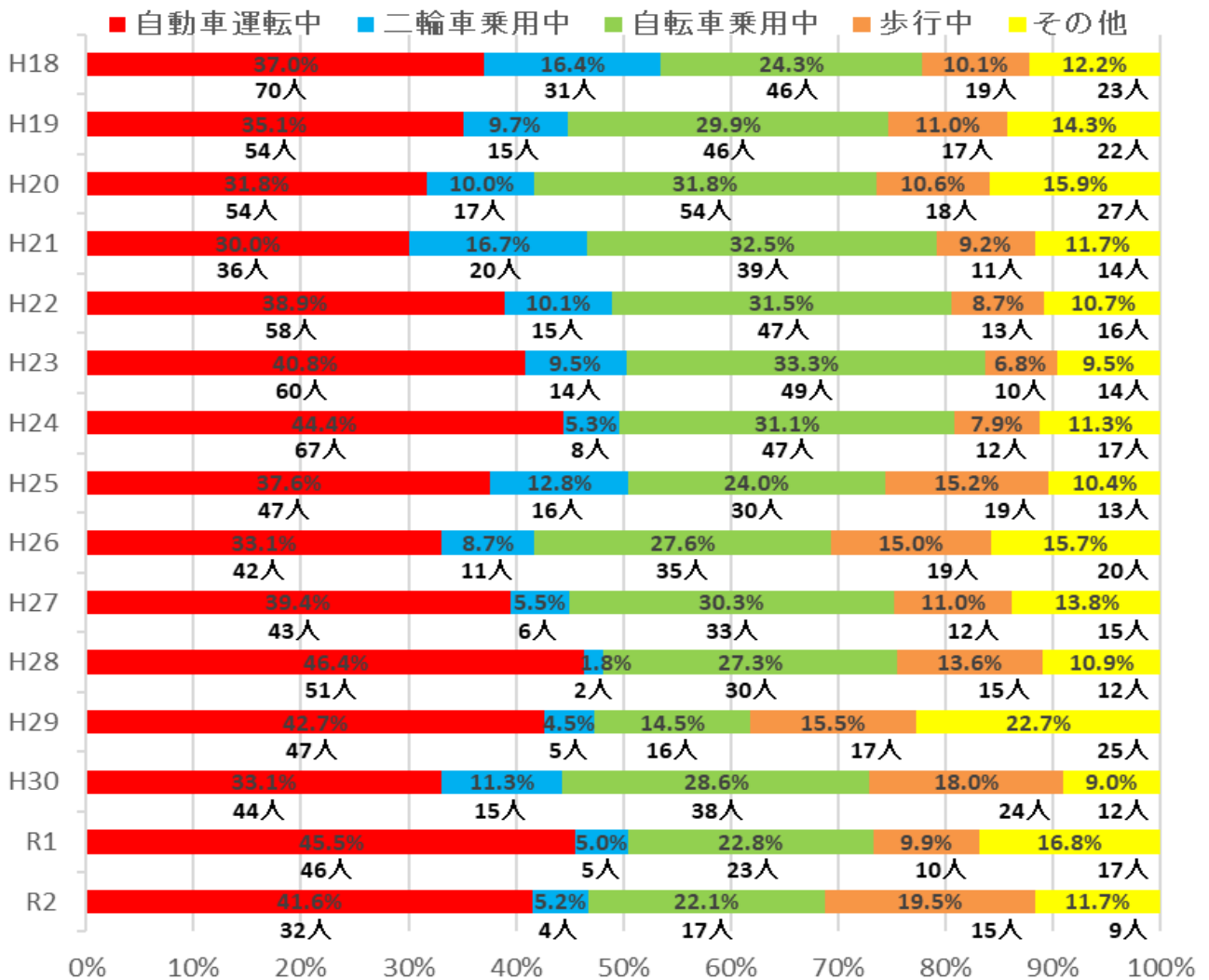


(3) 自動車事故による死傷者数が最多、歩行中の事故が倍増

交通事故死傷者数を状態別に見ると、この15年間を比較しても自動車事故による死傷者数が最も多く全体の約4割近くを占めています。

また、歩行中の事故による死傷者数は、平成18年は19人で死傷者数全体の10.1%だったのに対し、令和2年は15人で死傷者数全体の19.5%となり、歩行中の事故による死傷者数の割合が倍増しています。

図-4 宮代町の状態別交通事故死傷者数・構成率の推移



(4) 鉄道に関する事故

令和2年度に発生した東武鉄道運転事故件数は、踏切障害事故が7件、鉄道人身障害事故が8件、合計15件でした（出典：東武鉄道株式会社『2021安全報告書』、2021年9月発行、P.27）。

町内においては踏切障害事故が0件、鉄道人身障害事故が1件発生しています。町内には東武鉄道の踏切が20箇所あり、ひとたび事故が起これば多数の死傷者が生じるおそれがあります。

交通事故は、様々な場面で起こり得るため、交通事故の実態に十分対応した交通安全対策を今まで以上に積極的に推進していく必要があります。

## 第3章 交通安全対策の進め方

今後の交通安全対策を考えるにあたっては、交通事故のない、誰もが安心して暮らせる「安心・安全」なまちづくりを推進するため、本町の交通事情・特徴等を勘案しながら、効果的な対策を行います。

### 1 対策の重点

#### (1) 高齢者・子供の交通安全の確保

高齢者の交通事故を防止するため、歩道や分かりやすい標識等の道路交通環境を整備するとともに、宮代町交通安全母の会等と連携し、高齢者お達者訪問等とおし交通安全教育を推進します。

さらに、ドライバーや自転車利用者等が、高齢者に配慮した通行を心がけるよう、警察と連携し、高齢者以外の世代に対する交通安全教室等とおし交通安全教育を推進します。

また、子供の交通事故を防止するため、交通安全教育や通学路における安全対策を推進します。

#### (2) 自転車・歩行者の交通安全の確保

平成24年4月1日に施行された埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例に基づいて、自転車の安全な利用を推進するとともに自転車が安全・快適に利用できる環境整備を推進します。

また、歩行者の交通事故を防止するため、歩行中の事故類型に即した交通安全教育等や歩行者の視点に立った道路整備等を推進します。

#### (3) 交通事故が起こりにくい環境づくり

町内の交通事故の発生場所、形態等を詳細な情報に基づき分析します。また、物流を阻害し、大気汚染等の原因ともなる交通渋滞を解消するため、交差点の改良・信号機等の設置を要望します。

また、各季の交通安全運動等を町民総ぐるみで実施し、交通安全意識の醸成を図ります。

### 2 対策の方針

交通安全対策の方向としては、次に掲げる項目を中心とします。また、各項目の詳細は第2部の各論で詳しく述べることとし、ここでは概要を挙げるものとします。

#### (1) 人と環境にやさしい道路交通環境の整備

交通安全を進めるには、歩行者、自転車、自動車が安全かつ円滑に通行できる道路交通環境の整備が不可欠です。そのため、交差点の改良や改善に向け道路整備や道路反射鏡等の交通安全施設の整備を推進します。

また、高齢者や障がい者等の自立や介護に配慮した日常生活、社会生活を確保するため、交通

環境のバリアフリー化を推進します。

#### (2) 交通安全思想の普及徹底

交通安全の基本は、町民一人ひとりが交通マナーと正しいルールを身に付け、それを実践することにあります。そのため、幼児から成人、高齢者にいたるまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。

また、家庭や学校、職場等、地域ぐるみの交通安全意識の高揚を図るとともに、各主体の自発的な交通安全対策を啓発します。

#### (3) 安全運転の確保

令和2年末現在、町内の運転免許保有者数は、町内人口の約7割を占める22,001人（県警察資料より）となっております。交通安全の確保には、運転者の交通安全意識とモラルの向上は欠かすことができません。そのため、運転者に対する安全運転教育を推進し、安全運転を促進します。

#### (4) 道路交通秩序の維持

道路交通の安全と円滑な交通の確保のため、悪質・危険、迷惑性の高い暴走族対策を警察関係機関と連携して推進します。

#### (5) 救急・救助体制の充実

引き続き交通事故による負傷者の救命を図り、その被害を最小限に抑えるため、救急・救助体制の充実を図ります。

#### (6) 交通事故被害者支援の推進

交通事故に巻き込まれると、その当事者は事故処理や示談交渉等、それまでほとんど経験したことのない煩雑な手続きに煩わされます。特に、被害者になった場合は、肉体的・精神的な苦痛のほか、経済的な困難にも直面します。

そのため、交通事故相談や交通遺児等援護制度等の各種被害者救済制度の周知や紹介等を図り、その利用を推進します。

#### (7) 調査研究の推進

交通事故の原因や交通環境が複雑・多様化する中、交通事故防止対策を効果的に推進するためには、交通事故の実態を的確に把握し、より科学的に対応することが必要です。

そのため、交通事故多発現場・危険箇所等の情報を収集し、警察等関係機関と連携し、調査研究を推進します。

### (8) 踏切道の安全確保

鉄道や踏切の事故は、ひとたび発生すると、甚大な被害をもたらすほか、鉄道の運休や周辺道路の大幅な渋滞等を巻き起こし、町民の生活にも重大な影響をもたらします。

そのため、関係機関との協力により踏切道の立体交差化や踏切保安施設の整備の検討を推進するとともに、踏切道の安全な通行に関する知識の啓発を推進します。

### 3 計画の目標

道路交通事故のない社会を達成することが究極的な目標ではありますが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難であると考えられることから、上記のような交通安全対策を強力に推進し、年間の交通事故死者数を0人、負傷者数を50人未満とすることを目標とします。

## 第4章 計画の推進体制

### 1 行政機関の役割

#### (1) 宮代町

町は、この計画に基づき、各施策を着実に推進するとともに、関係行政機関、交通関係団体等で組織する宮代町交通安全対策協議会を中心として、総合的かつ一体的な交通安全対策を推進します。

また、交通関係団体等の交通安全対策を積極的に支援するとともに、各種交通安全活動を促進します。

#### (2) 埼玉県警察本部・杉戸警察署

埼玉県警察本部・杉戸警察署は、町との緊密な連携のもと、交通安全教育や危険箇所における交通安全対策を推進します。

その他、現状に即した交通規制の制定や必要に応じた信号機の設置等を推進し、また、効果的な指導取締りを実施し、町民の交通ルール遵守意識の高揚を図ります。

#### (3) 埼玉県・杉戸県土整備事務所

県は、町の交通安全施策に対して、積極的に支援を行うとともに、町との緊密な連携のもと、県土整備事務所が所管する県道等における交通安全対策を推進します。

### 2 交通関係団体・民間事業者の役割

交通安全対策を推進する上で、地域における交通関係団体が行う交通安全活動は、大きな役割を果たしています。このような地域の安全を地域住民の手で守るという活動こそが、今後の社会に大きく求められているものでもあります。

また、事業者の中でも特に業務用自動車を運行する事業者は、社員等に対して安全運転講習を実施するほか、安全運転管理者、運行管理者を通じた交通安全教育を実施する等、交通事故防止に努めることが求められます。

この他、鉄道事業者については、鉄道や踏切道の安全確保に大きな責任を負っております。そのため、行政機関等と十分連携し、鉄道交通の一層の安全確保に努めることが求められます。

### 3 町民の役割

悲惨な交通事故をなくすためには、町民一人ひとりが、交通ルールを守り、正しいマナーを実践することが何よりも大切です。

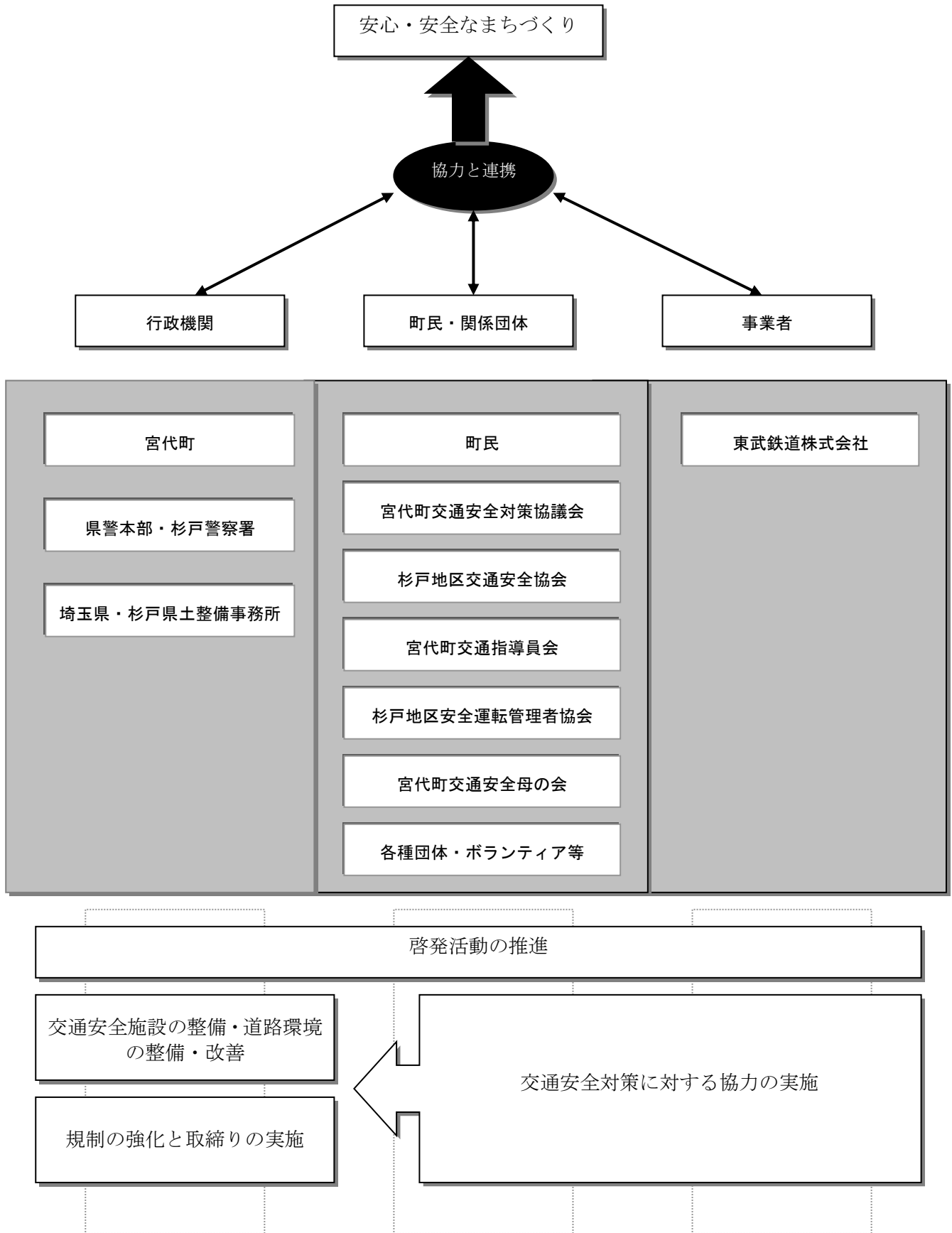
特に、「自分の身は自分で守る」ことを心がけ、車に乗ったらシートベルトを着用する、夜間に外出する際は反射材を身につけるといったことを習慣づける等、まず、「自分のできることから始める」ことが求められます。



また、自宅等の生垣が伸びて歩行者の邪魔や運転者の視界を<sup>さえぎ</sup>遮っている場合には、<sup>せんてい</sup>剪定を行う、道路上に私有物を置かないようにする等、お互いに思いやりの気持ちをもって、小さなことから交通安全に取り組むことが大切です。

さらに、地区自治会としても地域コミュニティの一環として、自治会単位での交通安全確保に対する意識の向上を図る必要があります。そして、町民一人ひとりが、交通安全の主役として、積極的に各交通安全対策に参加し、今後の交通安全施策について行政とともに考え、また、危険があったときには、町や地域に対して情報を発信することが求められます。

<交通安全対策推進組織図>



## 第2部 各論

第1章 人と環境にやさしい道路交通環境の整備

第2章 交通安全思想の普及徹底

第3章 安全運転の確保

第4章 道路交通秩序の維持

第5章 救助・救急体制の充実

第6章 交通事故被害者等支援の推進

第7章 道路交通事故発生箇所・危険箇所の調査研究の推進

第8章 踏切道の安全確保

## 第1章 人と環境にやさしい道路交通環境の整備

### 1 交通安全施設等の整備

交通安全施設等の整備については、体系的な道路網の整備により生活道路及び幹線道路の適切な機能分担を図るとともに、効果的・効率的に事故を削減する観点から事故が多発している等、緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所から重点的に実施します。

#### (1) 道路ネットワークの整備

町民生活課、まちづくり建設課、杉戸県土整備事務所、杉戸警察署

居住地域内の生活道路における交通安全を向上させるため、体系的な道路網の整備により生活道路と幹線道路の適切な機能分担を図るとともに、他の関係機関との連携強化を図ります。

##### ① バイパス等の整備

市街地内の通過交通の排除と交通の効果的な分散化により、交通事故の防止や交通渋滞の解消を図るため、バイパス等の整備を推進します。

##### ② 道路の拡幅

安全で快適な交通を確保するため、幅員の狭い道路の拡幅を計画的に推進します。

#### (2) 交通安全施設等の整備事業の推進

町民生活課、まちづくり建設課、教育推進課、杉戸県土整備事務所、杉戸警察署

交通危険箇所については、交通安全施設等を重点的に整備することにより安全性を確保します。

##### ① 交差点整備の推進

交通事故は、町内においては約6割が交差点及び交差点付近で発生しており、また、右折帯のない交差点は、交通渋滞の大きな要因となっていることから、都市計画道路や県道等の主要道路については、右折帯を設置する等の交差点改良の整備を推進するとともに、県道における交差点改良については県に要望します。

##### ② 交通事故多発地点等の重点整備

交通事故多発地点・重大事故発生地点については、道路診断等の交通事故分析に基づき、交差点の改良や見通しの確保、また、夜間の事故防止のための道路照明灯や視線誘導標の整備等、交通安全施設の整備を重点的に推進します。

##### ③ 通学路等の整備

児童・生徒の安全を確保するため、通学路危険箇所点検等を実施するとともに、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所、幼稚園等及びその所管機関、道路管理者等の関係

機関が連携し、通学路等の歩道やガードレール、グリーンベルト、路面標示、交通安全看板、交通安全施設等の必要な対策を推進します。

### ④ 信号機・横断歩道の整備

杉戸警察署に対し、道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故多発交差点、交通危険箇所等に信号機・横断歩道の設置を要望します。

また、バリアフリー対応型信号機及び歩車分離式信号機の設置も併せて要望します。

### ⑤ 効果的な道路標識等の整備

杉戸警察署及び杉戸県土整備事務所に対し、交通事故多発地点等の特に危険が多い箇所に関して、標識の大型化、点滅化や音声機能付加式等の高性能な道路標識及び反射性の高い「見やすく、分かりやすい」道路標示を要望します。

### ⑥ 自転車通行環境の整備

自転車及び歩行者の安全を確保するため、自転車走行及び歩行者空間をそれぞれ確保する自転車通行環境の整備を検討します。また、広報等を通じて自転車の左側通行の推進に向けた啓発を行います。

### ⑦ 道路反射鏡及び防犯灯の整備

道路交通の円滑化と交通事故を防止するため、町で定めた基準に基づき、道路反射鏡の整備を推進します。また、夜間時における犯罪及び交通事故を防止するため、防犯灯も整備します。

## (3) 杉戸県土整備事務所管内地区通学路安全検討委員会等の活用

町民生活課、まちづくり建設課、教育推進課、杉戸県土整備事務所、杉戸警察署

関係機関との緊密な連携のもと、安全な道路交通環境の整備を推進し、杉戸県土整備事務所管内の交通事故防止を図るために設置された「杉戸地区通学路安全検討委員会」(注1)、「宮代町道路交通環境安全推進連絡会議」(注2)を通じ、道路整備と交通管理が一体となった総合的な交通事故防止対策を推進します。

## 2 効果的な交通規制の推進

町民生活課、杉戸警察署

道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図り、道路網全体の中でそれぞれの道路が持つ社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通量の状況等、地域の実態に応じ、既存の交通規制を見直すなど、規制内容をより現状にあった合理的なものになるよう、杉戸警察署に要望します。

---

注1：「杉戸県土整備事務所管内地区通学路安全検討委員会」とは、国、県、管内市町、警察及び関係機関が、緊密な連携のもとに安全な通学路の整備を推進し、杉戸県土整備事務所管内における交通事故の防止を図ることを目的とする会議です。

注2：「宮代町道路交通環境安全推進連絡会議」とは、宮代町及び宮代町の関係する道路管理者等が、緊密な連携のもとに安全な道路交通環境の整備を推進し、宮代町における交通事故の防止を図ることを目的とする会議です。

### 3 人優先の安心・安全な歩行空間の整備

これまでの交通安全対策は、一定の成果をあげてきたとはいえ、主として「自動車中心」の対策であり、自動車と比較して弱い立場である歩行者、特に高齢者、障がい者、児童等の交通弱者の視点からの道路整備や交通安全対策は十分とはいえませんでした。また、生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として後を絶ちません。

このため、身近な生活道路等においては「人優先」の交通安全対策を推進します。また、必要に応じ、ゾーン30規制の設置を検討します。

#### (1) 生活道路における交通安全対策の推進

町民生活課、まちづくり建設課、杉戸警察署

生活道路への通過車両の進入を抑え、歩行者等の安全確保と生活環境の改善を図るため、車道の狭窄化等による自動車の速度抑制、運転者に対する道路の形状や交差点・歩行者の存在を明示、歩行者と車の通行区分の明示を進め、歩行者と車が共存する安全で安心な道路空間を創出するための取り組みを推進します。

#### (2) 交通環境のバリアフリー化の促進

町民生活課、まちづくり建設課、健康介護課、福祉課、杉戸警察署

高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、バリアフリー対応型信号機、歩車分離式信号機や見えやすい道路標識の設置等を杉戸警察署及び県警察本部に要望します。

### 4 交通安全施策に対する市民参加の推進

町民生活課、杉戸警察署

従来の交通安全対策は、行政及び関係機関が中心となり行ってきましたが、より実態に即した効果的な対策を推進するため、引き続き交通安全対策に対する市民参加を促進します。

宮代町交通安全対策協議会及び宮代交通安全対策協議会専門部会に、一般公募枠を設けることにより、町民の声を反映した交通安全対策を推進します。また、道路反射鏡の設置箇所の決定等、町民の生活に直接影響する施策について、町民や専門家が中心となった宮代町交通安全対策協議会専門部会を活用し、公平性・透明性・妥当性のある施策を推進します。

### 5 自動車交通公害の防止

町民生活課

自動車を原因とする大気汚染や騒音・振動等の交通公害を防止するため、法律や条例に基づく規制や低公害車への買い換え促進を図るとともに、アイドリングストップや低燃費走行の心がけ等、環境にやさしいエコドライブに関する意識啓発を推進します。

また、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図り、地球温暖化の防止に努めます。

## 6 駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通状況や地域の特性に応じた駐車対策を推進します。

### (1) 違法駐車防止の意識醸成・高揚

町民生活課、まちづくり建設課、杉戸警察署

違法駐車排除及び適正な自動車の保管場所の確保等に関し、各季の交通安全運動等あらゆる機会を通じて、町民への広報・啓発活動を行う等、違法駐車防止意識の醸成・高揚を推進します。

### (2) 駐車場整備の促進

町民生活課、まちづくり建設課、杉戸警察署

「宮代町開発指導要綱」や「駐車場法」、「大規模小売店舗立地法」等に基づき、駐車場の整備を促進し、違法駐車が発生しにくいまちづくりを推進します。

## 7 放置自転車対策の推進

自転車等の秩序ある利用の実現を図り、町内における放置自転車を撤去し、歩行者や救急車両等の安全で円滑な通行を確保します。

### (1) 自転車等駐輪場の管理

町民生活課、杉戸警察署

町駐輪場内における放置自転車の撤去を随時行うなど駐輪場の適切な施設管理を行い、良好な駐輪環境を維持します。

### (2) 啓発活動の推進

町民生活課、まちづくり建設課、杉戸警察署

「宮代町自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、町内における放置自転車を撤去し、歩行者や救急車両等の安全で円滑な通行を確保します。また、自転車利用者に対して、放置防止の広報、啓発及び指導を充実強化します。

### (3) 自転車等対策施策に対する市民参加の推進

町民生活課、まちづくり建設課、杉戸警察署

市民参加による宮代町自転車等対策協議会において、自転車の効果的・効率的な撤去・保管・返還等について協議研究を推進します。

### (4) 民間駐輪場整備の促進

町民生活課、産業観光課、杉戸警察署

「宮代町開発指導要綱」に基づく指導や、大規模小売店舗への要請、商工会等との連携・協力により駐輪場整備を促進し、放置自転車が発生しにくいまちづくりを推進します。

## 8 その他の道路交通環境の整備

### (1) 道路使用の適正化

町民生活課、まちづくり建設課

安全で円滑な道路交通環境を確保するため、不法占有物件に対する指導を強化するとともに、不法占有の防止のため、沿道住民への啓発活動を推進します。

### (2) 子供の遊び場等の確保

町民生活課、子育て支援課、まちづくり建設課

路上遊戯等による交通事故を防止するとともに、良好な生活環境づくりを図るため、公園の確保を引き続き行います。

### (3) 無電柱化の推進

町民生活課、まちづくり建設課、杉戸県土整備事務所

無電柱化は、安全で快適な通行空間の確保及び都市景観の向上を図るのはもちろんのこと、災害時における二次災害の回避や情報通信ネットワークの信頼性向上の観点からも有効的な施策です。

そのため、県道における災害時緊急輸送道路を中心とした無電柱化の推進を県に対して要望するとともに、駅周辺地域等における面的整備に合わせた無電柱化を推進します。



## 第2章 交通安全思想の普及徹底

### 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念のもと、町民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚するとともに、交通安全意識の高揚、交通ルールと正しい交通マナーの遵守に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

また、交通安全意識を向上させ、正しい交通マナーを身につけるためには、人の成長に合わせた学習機会を提供していくことが必要です。

#### (1) 幼児に対する交通安全教育

町民生活課、子育て支援課、杉戸警察署

幼児に対する交通安全教育の目標は、基本的な交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践する態度を身につけさせるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることとします。具体的には、次に掲げるとおりです。

- ① 幼稚園、保育所においては、家庭や地域、関係機関・団体と連携、協力を図りながら、日常の保育活動のあらゆる場面を捉えた交通安全教育を推進します。
- ② 幼児は保護者と外出する機会が多いため、家庭における交通安全教育者である保護者に対する交通安全教育を推進します。
- ③ 上記の施策を効果的に実施するため、交通ボランティアによる通園時の安全な通行の指導、保護者を対象とした交通安全講習会等を推進します。

#### (2) 小・中学生に対する交通安全教育

町民生活課、教育推進課、杉戸警察署

小・中学生に対する交通安全教育の目標は、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路における危険を予測（危険予知能力の習得）し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることとします。

また、学校において、家庭及び関係機関・団体等と連携、協力しながら、道徳、学級活動、総合的な学習の時間帯を中心として、歩行者の心得、自転車の安全な利用、交通ルールの意味と必要性等について重点的な交通安全教育を図るとともに、「こども自転車免許交付」、「こども自転車大会」等への参加による体験・実践型教育を推進します。

加えて、交通指導員や交通ボランティア、保護者による通学時の安全な通行の指導を推進します。

### (3) 高校生に対する交通安全教育

町民生活課、県立宮代高等学校、杉戸警察署

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車の利用者として、安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、自転車の違法駐輪をしない等、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重する等、責任をもって行動できる健全な社会人を育成することとします。

また、自転車の安全利用、二輪車・自動車等の特性、応急手当等についてさらに理解を深める交通安全教育を図るとともに、生徒の多くが、近い将来、運転免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育として性格を重視した交通安全教育を推進します。

### (4) 大学生に対する交通安全教育

町民生活課、産業観光課、日本工業大学、杉戸警察署

大学生に対する交通安全教育は、特に町内に所在する日本工業大学と協力し、自転車及び自動車のそれぞれの持つ危険性を改めて理解してもらうとともに、安全な利用、交通ルールの意味と必要性等を重点とした交通安全教育及び自転車の違法駐輪をしない等の自転車の利用に関するマナー向上の啓発を推進します。

また、研究機関である日本工業大学と連携して交通安全施策を実施することにより、施策をより効果的なものにするるとともに、学生の交通安全意識の高揚を推進します。

### (5) 成人に対する交通安全教育

町民生活課、子育て支援課、健康介護課、杉戸警察署

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点からの免許取得時や免許取得後における交通安全教育を推進していくほか、街頭キャンペーン等を通しての啓発活動を行うとともに、運転免許を取らない若者の増加に鑑み、運転免許を持たない若者や成人が交通安全について学ぶ機会を設けるよう努めます。具体的には、次に掲げるとおりです。

- ① 免許取得時の教育としては、自動車教習所における教習が中心となることから、教育水準の一層の向上に努めます。
- ② 免許取得後の教育としては、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識、技術、特に危険予測・回避能力の向上、さらに、交通事故被害者の心情等、交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識の向上・正しい交通マナーの向上に努めます。
- ③ 公安委員会が実施する各種講習、自動車教習所等が受講者の特性に応じて実施する運転者教育及び事業者の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が実施する交通安全教育並びに各種交通安全啓発イベント等を通じた交通安全啓発を推進します。

### (6) 高齢者に対する交通安全教育

町民生活課、健康介護課、杉戸警察署

高齢者に対する交通安全教育については、事故全体の中で高齢者の占める割合が多いことから、特に重点的に行っていくことが必要です。

そのため、まず第1の目標としては、「自分を知る」という観点から、「加齢に伴う心身機能の変化が、歩行者、自転車利用者としての交通行動において影響を及ぼすことをあらゆる機会を通じて理解を図ります。

第2の目標としては、「知識・技術を身に付ける」という観点から、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために必要な技能及び交通ルール等の知識を習得し、事故に遭わないよう自己防衛能力の向上を図ります。具体的には、次に掲げる対策を実施します。

- ① 今まで交通安全教育を受ける機会の少なかった高齢者を中心に、やさしく、わかりやすい内容の交通安全教室の実施、交通安全教育のために高齢者世帯を訪問する等、啓発活動を充実します。
- ② 高齢者同士の相互啓発活動等による交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教育指導者の養成等を促進するとともに、さわやかクラブ連合会等の関係団体による自主的な交通安全活動を支援します。
- ③ 自転車乗車中の交通事故を防止するため、高齢者自転車教室等の参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

### (7) 高齢運転者に対する交通安全教育

町民生活課、健康介護課、企画財政課、杉戸警察署

高齢運転者に対する交通安全教育は、自己の運動能力や反応動作、自動車の特性等を再認識させるため、杉戸警察署、交通安全協会等と連携し、交通安全教育を推進します。

また、相次ぐ道路の逆走や操作ミスによる事故防止を図るため、高齢者が交通事故の加害者になる可能性があるという観点に基づき、身体機能や認知機能の低下を知っていただき、安全運転への意識を高めていただくとともに、自主的な運転免許の返納を促す啓発活動等を推進します。

### (8) 障がい者に対する交通安全教育

町民生活課、福祉課、杉戸警察署

障がい者に対する交通安全教育は、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の種類や程度に応じた交通安全教育を推進します。

### (9) 外国人に対する普及啓発活動の推進

町民生活課、産業観光課、日本工業大学、杉戸警察署

国際化の進展により、町内に居住・就業・就学する外国人に対する交通安全対策の必要性が

高まっています。

そのため、日本の交通事故の実態、交通ルール等について外国語のパンフレットを活用するなどの広報活動を実施することにより、外国人が日本の交通社会に十分適応できるよう、必要な交通安全知識の普及啓発を推進します。

## 2 地域における交通安全教育の推進

町民生活課、教育推進課、杉戸警察署

交通安全教育活動については、県、杉戸警察署、町、学校、関係機関・団体及び家庭がそれぞれの特性を活かし、互いに連携を図りながら地域ぐるみの活動を推進します。

このため、関係機関・団体等が連携調整する場として宮代町交通安全対策協議会等において、情報交換等を行い、緊密な連携による交通安全教育を推進します。

## 3 その他交通安全に関する普及啓発活動の推進

### (1) 交通安全運動の推進

町民生活課、杉戸警察署

町民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進する運動として、宮代町交通安全対策協議会、交通関係団体が相互に連携するとともに、一般公募による協議会委員の声を取り入れながら、組織的・継続的に交通安全運動を展開します。

### (2) 自転車の安全利用の推進

町民生活課、子育て支援課、教育推進課、杉戸警察署

自転車利用者の交通マナーの向上を図り、自転車乗車中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、「自転車安全利用五則（平成19年7月10日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）」を活用するとともに、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方等に関する普及啓発活動を強化します。

また、子供や高齢者に対しては、「自転車運転免許制度」を活用して、自転車の安全な乗り方等を指導することにより、自転車の安全な利用を推進します。

なお、自転車に同乗する幼児が転倒し頭部に損傷を負う事故が多いことから、幼児用のヘルメットの着用促進を図ります。

### (3) シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底

町民生活課、子育て支援課、杉戸警察署

シートベルト及びチャイルドシートの着用効果、正しい着用方法についての理解を深め、これらの着用促進を図ります。

### (4) 飲酒運転の根絶

町民生活課、杉戸警察署

飲酒運転を追放するために、飲酒が運転に及ぼす影響や飲酒運転に対する罰則について周知を徹底します。

また、飲酒運転の撲滅には運転者の意識改善だけでなく、運転者の周囲の人による「運転する人には飲ませない」、「飲んでいる人には運転させない」という気運の醸成が必要であり、運転者はもとより、周囲の人や飲食店・酒販売店への協力も含めた啓発を推進します。

### (5) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

町民生活課、杉戸警察署

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、自動車・自転車の前照灯の早めの点灯を促進するとともに、歩行者・自転車利用者に対する反射材の普及を促進します。

### (6) 危険運転の防止等に関する普及啓発活動の推進

町民生活課、杉戸警察署

危険ドラッグ等の危険性・有害性に関する周知を徹底します。

また、妨害運転や飲酒運転等の危険運転の要因となる違反行為を根絶するための広報啓発活動に努めます。

## 4 民間交通安全団体等の主体的活動の促進

町民生活課、教育推進課、杉戸警察署

交通安全を目的とする民間団体等は、市民による交通安全意識の象徴でもあり、今後の交通安全対策に欠かすことができない重要な位置付けにあります。このため、町はこれら団体等に対し交通安全対策に必要な情報・資料を提供するなど、その主体的活動を支援します。

また、各季の交通安全運動等を実施する際には、宮代町交通安全対策協議会を中心に、行政・民間団体等が定期的に連絡協議を行い、効果的な活動を推進します。

## 第3章 安全運転の確保

安全運転の確保のためには、運転者の能力や資質の向上のほか、危険箇所情報の把握や万一の事故に備えた日常的な備えが必要です。

### 1 運転者に対する危険箇所等の情報提供

町民生活課、杉戸警察署

ひやりマップ及び警察からの交通事故発生現場情報等を基に、町内の危険箇所の情報をインターネット等で開示し、運転者に対し危険箇所情報を提供するなどして注意喚起をします。

### 2 高齢運転者対策の充実

#### (1) 高齢者に対する体験型教育の推進

町民生活課、健康介護課、杉戸警察署

関係機関、関係団体と連携を図り、高齢運転者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

#### (2) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

町民生活課、健康介護課、杉戸警察署

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用を推進します。

#### (3) 高齢者への自主的な運転免許の返納を促す活動

町民生活課、企画財政課、杉戸警察署

身体的機能や認知機能の低下が心配される高齢者等が、自主的に運転免許証の返納ができるよう、運転免許証の自主返納制度及び町が令和元年度から実施している高齢者運転免許自主返納支援事業の周知を図ります。

## 第4章 道路交通秩序の維持

### 1 交通指導取締りの強化の要請等

町民生活課、杉戸警察署

交通ルールを無視した交通事故を防止するためには、交通指導取締りなどを通じた道路交通秩序の維持を図る必要があります。

このため、埼玉県警察本部では、交通死亡事故等の重大事故に直結する悪質・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進しているところであり、町としても、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過など悪質・危険性の高い違反に重点を置いた取締りの強化を要請します。

### 2 暴走族対策の強化

#### (1) 学校等における青少年の指導の充実

町民生活課、教育推進課、杉戸警察署

学校等において、青少年に対し、暴走行為の危険性や違法性を指導するとともに、暴走族に加入しないよう適切な指導等を推進します。指導にあたっては、暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を考慮し、青少年育成団体等との連携を図るなど、青少年の健全な育成を図る観点からの施策を推進します。

#### (2) 暴走行為をさせないための環境づくり

各施設所管課、杉戸警察署

暴走族及びこれに伴う群衆の集会場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等を集会させない環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路環境づくりを推進します。

#### (3) 暴走族に対する指導取締りの強化の要請

町民生活課、杉戸警察署

暴走族や集団暴走行為及び爆音暴走行為等の悪質事犯に対する指導取締りの強化を要請します。

## 第5章 救助・救急体制の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるために、道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保するとともに、救急・救助体制及び救急医療体制の整備を関係機関に働きかけます。

また、負傷者の救命率・救助効果の一層の向上を図る観点から、現場に居合わせた人による応急手当の普及等を推進します。

### 1 救急・救助体制の充実

町民生活課、宮代消防署

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の内容の複雑多様化に対処するため、必要に応じ近隣市町の病院まで搬送している状況であり、負傷者の救命を図り被害を最小限に食い止めるため、救助活動が迅速・的確に行えるような体制の整備を関係機関に働きかけます。

### 2 応急手当の普及啓発活動の推進

町民生活課、宮代消防署

交通事故による負傷者の救命率の向上を図り、被害を最小限にとどめるためには、事故現場に居合わせた人による適切な応急手当が必要です。そのため、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当講習会を開催します。

また、中学校、高等学校においても、止血法、心肺蘇生法等の応急手当について指導の充実を図ります。



## 第6章 交通事故被害者等支援の推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、尊い生命を絶たれるなど、大きな不幸に見舞われており、交通事故被害者等を支援することは極めて重要です。

交通事故被害者等は、精神的に大きな打撃を受けている上、交通事故に関する知識や情報が十分ではないことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実するなど、被害者等に対する支援を積極的に推進します。

### 1 自転車損害賠償保険の普及促進

町民生活課、総務課

自転車事故を起こした際の被害者への救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るため、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車の利用者等に対して、広報等を通じて自転車損害賠償保険の周知・加入を促進します。

### 2 被害者支援の充実強化

#### (1) 交通事故相談所及び町民相談・法律相談の活用推進

町民生活課、総務課

交通事故相談所(注1)及び町民相談・法律相談等について周知するとともに、交通事故被害者等に対し、交通事故相談所等の紹介を行い、その活用を推進します。

#### (2) 交通事故被害者の援助

町民生活課

埼玉県交通安全対策協議会が行う交通遺児等に対する援護金等の制度、自動車事故対策機構(注2)が行う交通遺児等に対する生活資金の貸付、交通遺児育英基金(注3)が行う交通遺児育成のための基金事業等の周知・広報活動を行うとともに、身近な共済制度である「交通災害共済」への加入を推進します。

また、高等学校に在学する交通遺児等に対する授業料等減免制度や奨学金制度の周知を図ります。

#### (3) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

町民生活課

交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務について、警察署の相談係、警察本部の犯罪被害者支援室、交通安全活動推進センター、法務省被害者支援員等、その他関係機関や民間の犯罪被害者支援団体等と連携を図り、各機関の利用を促進します。

注1：交通事故相談所とは、交通事故に関し困っている方に適切なアドバイスをするため、県が設置している相談所であり、県庁第2庁舎内にあります。

注2：自動車事故対策機構とは、人と車の共存を理念として、自動車事故防止及びその被害者の援助のために、介護料支給や重度後遺障がい者への援助、育成資金の無料貸付等を行っている独立行政法人です

注3：交通遺児育英基金とは、交通遺児が損害保険会社などから支払われる損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの負担金等を加えて安全・確実に運用し、満19歳に達するまで育成給付金を支給していくことを行っている財団法人です。

## 第7章 道路交通事故発生箇所・危険箇所の調査研究の推進

交通事故発生箇所や危険箇所の情報を収集・把握し、運転者に対し周知することで注意を促し、また、事故を防ぐ施策を行うため、交通事故原因及び危険箇所の調査、研究を推進します。

### 1 重大事故発生現場における道路診断の実施

町民生活課、まちづくり建設課、杉戸県土整備事務所、杉戸警察署

重大事故発生現場において、杉戸警察署等と協力し、道路診断を実施し、事故の発生原因等を調査し、効果的な対策を実施します。

### 2 交通事故発生現場の把握

町民生活課、まちづくり建設課、杉戸県土整備事務所、杉戸警察署

杉戸警察署の協力により、軽微な事故も含む町内の事故発生現場を把握し、事故多発現場について優先的に効果的な対策を実施します。

また、事故多発現場について、インターネット等を通じて危険箇所等の周知・注意の呼びかけを行います。

## 第8章 踏切道の安全確保

### 1 踏切道の立体交差化等の推進

町民生活課、まちづくり建設課、杉戸県土整備事務所、杉戸警察署、東武鉄道(株)

道路と鉄道は、交通の主体を成すものですが、その交差部である踏切道は、道路交通量や鉄道の列車運行本数の増加により、交通渋滞が増加しています。それに伴い交通事故の原因にもなりかねない状況です。

特に遮断時間が長い踏切で、かつ、道路交通量の多い箇所については、立体交差化又はその近辺における立体交差する道路の新設等を関係機関の協力のもと推進し、併せて遮断時間の更なる短縮も関係機関の協力のもと推進します。

また、歩道が狭い踏切道については、歩行者安全対策のための構造改良を関係機関の協力のもと推進します。

### 2 踏切道の安全に関する知識の普及

町民生活課、まちづくり建設課、杉戸県土整備事務所、杉戸警察署、東武鉄道(株)

車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを警察に要請し、自動車運転者や歩行者等の踏切通行者に対し啓発を行い、安全意識の向上を図ります。